

委 託 契 約 書 (案)

島根県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、浜田港保安警備業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、浜田港保安警備業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第2条 乙は、別添仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に対する委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額： 円）を乙に支払う。

（各会計年度における委託料）

第4条 前条の委託料に基づき、各会計年度における委託料は、次のとおりとする。

令和2年度	円
（うち消費税及び地方消費税の額：	円）
令和3年度	円
（うち消費税及び地方消費税の額：	円）
令和4年度	円
（うち消費税及び地方消費税の額：	円）

（委託期間）

第5条 委託の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとし、支払い対象に係る業務期間を別途区分する。

（契約保証金）

第6条 (A)乙が、甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B)乙が、甲に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

（契約内容の変更等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するとき、甲乙協議して定める。

（委託業務完了報告）

第8条 乙は、第4条に定める支払い対象に係る業務期間毎の委託業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第9条 甲は、前条の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第10条 甲は、前条の検査を終了した後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第11条 乙は、正当な理由によらないで第5条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第2項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 甲が第9条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その越える日数に応じ、未支払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(違約金)

※第6条で(A)を用いる場合

第14条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる

※第6条で(B)を用いる場合

第14条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 甲は、第6条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

浜田港保安警備業務委託支払計画

- ・契約期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日
- ・契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- ・契約条項第5条に定める支払い対象に係る業務期間及び支払金額

区分 R2年度	支払対象業務期間 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)	支払金額 (消費税及び地方消費税の額)	備考
1	令和2年4月1日 ～ 令和2年6月30日	, , 円 (, 円)	
2	令和2年7月1日 ～ 令和2年9月30日	, , 円 (, 円)	
3	令和2年10月1日 ～ 令和2年12月31日	, , 円 (, 円)	
4	令和3年1月1日 ～ 令和3年3月31日	, , 円 (, 円)	
令和2年度支払額計		, , 円 (, 円)	

区分 R3年度	支払対象業務期間 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)	支払金額 (消費税及び地方消費税の額)	備考
1	令和3年4月1日 ～ 令和3年6月30日	, , 円 (, 円)	
2	令和3年7月1日 ～ 令和3年9月30日	, , 円 (, 円)	
3	令和3年10月1日 ～ 令和3年12月31日	, , 円 (, 円)	
4	令和4年1月1日 ～ 令和4年3月31日	, , 円 (, 円)	
令和3年度支払額計		, , 円 (, 円)	

区分 R4年度	支払対象業務期間 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)	支払金額 (消費税及び地方消費税の額)	備考
1	令和4年4月1日 ～ 令和4年6月30日	, , 円 (, 円)	
2	令和4年7月1日 ～ 令和4年9月30日	, , 円 (, 円)	
3	令和4年10月1日 ～ 令和4年12月31日	, , 円 (, 円)	
4	令和5年1月1日 ～ 令和5年3月31日	, , 円 (, 円)	
令和4年度支払額計		, , 円 (, 円)	
令和2～4年度支払総額		, , 円 (, 円)	

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速や

かに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

※ 「甲」は実施機関、「乙」は受託者を指す。